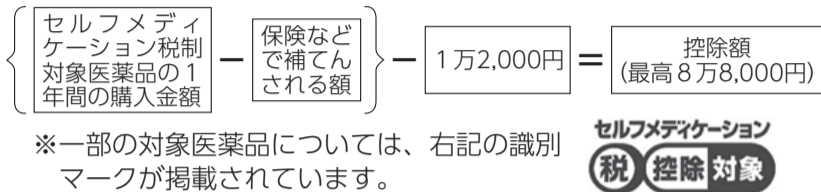


# 平成30年度以降の市・県民税の主な改正

## 平成30年度からの改正

### (1)セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の創設

平成30年度から平成34年度までの各年度分に関し、その前年中に支払ったセルフメディケーション税制対象医薬品の購入費の合計額が1万2,000円を超えるときは、その超える部分の金額について、総所得金額等から控除されます。控除を受けるためには、健康の保持増進および疾病の予防への取り組みとして健康診査や予防接種などの一定の取り組みを行ったことを証明する書類や医療費の明細書の提出が必要になります。また、現行の医療費控除と併用することはできません。



### (2)医療費控除申告時の添付書類の見直し

現行の医療費の領収書の添付または提示に代えて、医療費の明細書または医療保険者などの医療費通知書を添付しなければならないこととされました。この場合には、医療費の明細書に係る医療費の領収書を5年間保管しておく必要があります。なお、平成30年度分から平成32年度分までの申告に関し、現行の医療費の領収書の添付または提示により控除を受けることもできます。

### (3)給与所得控除の縮小

給与収入が1,000万円以上の場合、給与所得控除の額が220万円に縮小されます。

	現行	平成30年度～
上限が適用される給与収入	1,200万円以上	1,000万円以上
給与所得控除の額	230万円	220万円

## 平成31年度以降の改正

### (1)平成31年度から配偶者控除・配偶者特別控除が大きく変わります(平成30年1月1日以後の収入分が対象)

「働き方改革」を税制面から後押しするために配偶者特別控除が見直され、同時に配偶者控除も見直されました。

①市・県民税の配偶者特別控除で、控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が45万円(給与収入110万円)未満から90万円(給与収入155万円)以下に引き上げられます。なお、この限度額を超えても所得区分に応じた控除額の適用があります。

配偶者特別控除の控除額	配偶者の所得制限	
	現行	改正後
33万円	合計所得金額45万円未満(給与収入110万円未満)	合計所得金額90万円以下(給与収入155万円以下)
配偶者の所得に応じて控除額が減少(所得税と同じ)		
適用なし	合計所得金額76万円以上(給与収入141万円以上)	合計所得金額123万円超(給与収入201万6千円以上)

②配偶者控除・配偶者特別控除を適用する納税義務者に所得制限が設けられます。合計所得金額が900万円(給与収入1,120万円)を超えると段階的に控除額が減少し、1,000万円(給与収入1,220万円)を超えると適用がなくなります。

合計所得金額 ※ ( )内は給与収入	適用控除額
900万円(1,120万円)超 950万円(1,170万円)以下	控除額の2/3
950万円(1,170万円)超 1,000万円(1,220万円)以下	控除額の1/3
1,000万円(1,220万円)超	適用なし

### (2)住宅借入金等特別控除(住宅ローン減税)の延長

消費税率の10%への引き上げ時期が変更されたことを受け、適用期限が平成33年12月31日(入居日)まで延長されました。

市市民税課 ☎948-6291 ・ FAX934-1802

# 平成29年度上半期 財政事情の公表

※数字は端数処理しています

## ■一般会計・特別会計

	一般会計		特別会計	
	金額	前年同期比	金額	前年同期比
予算額	1,944億8,061万円	0.7%増	1,623億9,906万円	
収入済額	849億9,202万円(収入率43.7%)	1.2%増	625億7,365万円(収入率38.5%)	
支出済額	866億1,720万円(執行率44.5%)	5.1%増	599億1,230万円(執行率36.9%)	

※収入率・執行率は予算額に占める比率

## ■一般会計歳入の主な内訳

歳入	金額	前年同期比
市税	377億9,511万円	0.4%減
国庫支出金	180億4,588万円	13.9%増
地方交付税	145億2,898万円	4.5%減

## ■一般会計歳出の主な内訳

歳出	金額	前年同期比
民生費	408億6,208万円	2.6%増
土木費	113億8,742万円	11.0%増
教育費	82億5,471万円	30.0%増
公債費	82億4,513万円	3.2%増

市市民税課 ☎948-6114 ・ FAX934-1803

# 平成28年度健全化判断比率および資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政健全化に関する法律(財政健全化法)」に基づき、平成28年度健全化判断比率および資金不足比率について公表します。

実質公債費比率、将来負担比率が増加しましたが、国の早期健全化基準を大きく下回っています。

比率名(用語説明)	平成28年度(平成27年度)	数値の説明	早期健全化基準(財政再生基準)
①実質赤字比率(一般会計などの実質赤字は収入のどれくらいか)	該当なし(同上)	決算が黒字のため	11.25%以上(20.00%以上)
②連結実質赤字比率(市の全会計の実質的な赤字は収入のどれくらいか)	該当なし(同上)	決算が黒字のため	16.25%以上(30.00%以上)
③実質公債費比率(借金返済に充てた額は収入のどれくらいか)	6.7%(6.4%)	交付税額や臨時財政対策債発行可能額が減少したことによって標準財政規模の減少、元利償還金などにかかる基準財政需要額算入額の減少などによって、0.3ポイント増	25.0%以上(35.0%以上)
④将来負担比率(将来負担すべき負債は収入のどれくらいか)	59.5%(57.6%)	交付税額や臨時財政対策債発行可能額が減少したことによって標準財政規模の減少、市有施設の耐震化や施設整備などに基金を活用したことによる将来充当可能な財源などの減少などによって、1.9ポイント増	350.0%以上(設定なし)
⑤資金不足比率(企業会計の資金不足額は事業規模のどれくらいか)	該当なし(同上)	すべての会計で資金不足なし	【経営健全基準】20.0%以上

※①から④のいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画の策定が必要。⑤が経営健全化基準以上の場合、経営健全化計画の策定が必要

市市民税課 ☎948-6136 ・ FAX934-1803

## ■市債(市の借金)残高

	市債残高(前年同期比)	市民1人あたり
平成29年度上半期	3,111億6,985万円(33億48万円減)	60万7,037円
平成28年度上半期	3,144億7,033万円	61万788円

※地方交付税の振替である臨時財政対策債含む

## ■基金(市の貯金)残高

	基金残高(前年同期比)	市民1人あたり
平成29年度上半期	551億4,267万円(15億6,092万円減)	10万7,574円
平成28年度上半期	567億358万円	11万134円

※小中学校校舎耐震化や橋の湯改修、里島体験滞在型交流施設の整備などに活用

※市民1人あたりの金額は、各年9月末の人口をもとに算出

## 平成29年度上半期 公営企業の業務状況

### ①水道事業

	水道事業	前年同期比
収入	43億8,695万円(収入率48.3%)	0.7%増
うち水道料金収入	42億2,918万円(収入率50.5%)	0.1%減
支出	11億1,963万円(執行率15.8%)	2.2%増
有収率	95.1%	0.3%減

### ②簡易水道事業

	簡易水道事業	前年同期比
収入	3,903万円(収入率11.4%)	3.7%減
支出	4,267万円(執行率13.5%)	12.2%減

### ③工業用水道事業

	工業用水道事業	前年同期比
収入	3億220万円(収入率47.7%)	0.4%増
支出	9,140万円(執行率18.5%)	18.8%減

### ④公共下水道事業

	公共下水道事業	前年同期比
収入	75億4,099万円(収入率51.9%)	0.3%増
うち下水道利用料収入	32億1,209万円(収入率50.1%)	0.8%増
支出	20億5,003万円(執行率15.3%)	3.1%減
水洗化人口	29万4,258人	0.8%増

市市民税課 ☎998-9846 ・ FAX932-0454、  
④下水道政策課 ☎948-6533 ・ FAX934-5862